

● 皮膚科

臨床研修
(2年)

債務履行猶予

① 公的基幹病院 (1/2年) ④ 公的基幹病院又は、
その他医療機関 (2/3年)

債務履行猶予

① 公的基幹病院 (2/2年) ② 公的基幹病院+その他
医療機関への診療応援 (2年)

③ その他医療機関 (2年)

⑤ 地域医療向上のための
専門研修



※1. 常勤医が不在な場合、週数回を皮膚科としての業務を実施。その他は、ジェネラルな診療を行う。

※2. 常勤医が不在な場合、数1-2回を皮膚科としての業務を実施。

※3. 週1回 公的基幹病院で皮膚科を診療しながら、千厩病院ではジェネラルな診療を行う。